

第 1 節 防災・減災対策の推進



1 防災・危機管理の推進

基本方針

激甚化する災害や危機事象に対応するため、柔軟かつ的確に対応できる防災体制を構築し、地域と行政が連携して行う防災対策を推進します。

●現状と課題

・本市は、海岸、山岳、溪谷など変化に富んだ自然に恵まれている反面、脆弱な地質と急峻な地形のため、水害や地すべりなどの危険箇所が多く、加えて波浪災害や新潟焼山による火山災害の危険性も抱えています。近年では、平成 28 年駅北大火や令和元年台風 19 号災害、令和 3 年豪雪災害、来海沢地すべり災害などが発生し、大きな被害に見舞われています。

・災害への対応は、迅速な警戒避難体制と適切な情報の収集・伝達体制が重要であり、近年市内で発生した駅北大火や台風災害などを教訓に、国、県、企業などと連携した防災・危機管理体制を整備していく必要があります。

・災害時は、市民の相互扶助の果たす役割が重要ですが、人口減少や地域コミュニティの希薄化など地域防災力の基盤となる自主防災組織などの活動を維持することが困難になってきています。

・新型コロナウイルス感染症を受けて、避難の考え方や避難所での受入態勢が変わってきており、適切な周知と実践的な防災訓練を行い、災害時における対応力の向上が必要です。

●トピック

主な災害の発生状況

種類	災害名	概要	発生日	地域
波浪災害	1.31高潮災害	低気圧(台湾坊主)	S45.1.31	全 域
火山災害	焼山火山災害	水蒸気爆発	S49.7.28	糸 魚 川
土砂災害	玉ノ木地すべり災害	地すべり	S60.2.15	青 海
雪 害	柵口雪崩災害	表層雪崩	S61.1.26	能 生
水 害	7.11水害	集中豪雨による河川はん濫	H7.7.11	糸 魚 川
土石流災害	蒲原沢土石流災害	集中豪雨による土石流	H8.12.6	糸 魚 川
海上災害	ナホトカ号重油流出災害	流出した重油の漂着	H9.1.18	全 域
火 災	糸魚川市駅北大火	住家・事業所等の大規模火災	H28.12.22	糸 魚 川

※災害の種類ごとに代表的な災害を抽出したものを。

(資料:消防本部)

自主防災組織の組織率

(各年4月1日現在)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
組織数(団体)	29	43	48	53	59	64	66	70	74	76	77	81	81	81
組織率(%)	32.3	50.3	58.3	61.2	65.3	70.1	74.0	79.8	82.3	83.2	85.2	86.5	86.9	87.6

※組織率=自主防災組織が結成された地区の世帯数/全世帯数×100

(資料:消防本部)

【参考】

組織率(%)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
新潟県	52.5	65.1	71.9	75.1	76.9	78.7	81.4	82.5	83.4	84.2	85.2	85.3	87.4	-
全国	71.7	73.5	74.4	75.6	77.4	77.9	80.0	81.0	81.7	82.7	83.2	84.1	84.3	-

● 施策の方向

① 災害に強いまちづくりの推進

- ・ 出前講座や防災リーダー研修などを通じて、市内で発生した災害事例を再確認し、次世代へ伝承するほか、新たな避難情報や避難行動の周知・啓発により、市民一人一人の防災意識の高揚を図ります。
- ・ 糸魚川駅北大火など市内で発生した災害について、児童・生徒が生きた教材として学べるよう、駅北広場「キターレ」を核とした防災教育やふるさと学習を進めます。
- ・ 迅速かつ適切な避難を実現するために、ハザードマップ等の見直しを進めるとともに、分かりやすく使いやすい情報提供に努めます。また、避難行動要支援者を含めた住民避難体制のほか、原子力災害など他市町村からの広域避難体制を整備します。
- ・ 避難指示等の避難情報の適時適切な発令体制を整備するとともに、国・県・関係機関などの情報共有・連絡体制を強化し、災害時の円滑な防災活動につなげます。
- ・ 防災行政無線の適切な維持管理を行うとともに、安心メールなどSNSを活用した情報発信手段を整備するなどの多重化を図り、災害時の確実な防災情報の発信に努めます。
- ・ 自主防災組織が行う資機材整備や防災訓練等の活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。
- ・ 地域住民や消防団、市職員等が連携して行う避難所設営訓練など実践的な防災訓練を実施し、災害時の対応力向上を図ります。
- ・ 大規模災害発生に伴う災害廃棄物について、迅速かつ適正に処理するため、関係事業者や他市町村との広域的な連携を図ります。

② 危機管理体制の整備促進

- ・ 市民の安全や生活を守るため、「業務継続計画」など各種危機管理計画の適切な見直しを行い、大規模災害、武力攻撃事態、テロ災害、新型インフルエンザなど市民や市政に重大な影響を及ぼす危機事象に対応できる体制を整備します。
- ・ 上記のほか、不審船の漂着など危機事象につながりかねない、身近に起こり得る事案に対しても、市民の不安を払拭できるよう、国、県並びに関係機関との連携を密に、相互協力体制を整備します。



ハザードマップを活用した防災ワークショップ

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
自主防災組織の組織率 (各年4月1日現在)	87.6% (R3)	90.0%	93.0%
防災に関する出前講座の開催数	63回	40回	40回

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民・地域・事業者等は、自助・共助の意識を持ち、平常時から災害に備えつつ、積極的・自主的な防災活動の継続に努めます。	地域防災力の向上を図るため、防災出前講座や防災リーダー研修などを通じて、地域・事業者等の自主防災活動を支援します。

第1節 防災・減災対策の推進



2 防災施設の整備促進

基本方針

自然災害から市民の生命や財産、生活環境を守るため、施設の整備と適正な維持管理の促進を図ります。

●現状と課題

- ・本市は、姫川に沿って糸魚川—静岡構造線が走り、脆弱な地質と急峻な地形を抱え、一級河川姫川をはじめ、多くの中小河川が急流となって日本海に注いでいます。市街地や集落は、この河川や支流の流域と河口近くに集中しており、梅雨や台風の時期には、河川の増水・山崩れ・土石流・地すべり・雪崩などの自然災害が発生しやすい地帯が散在しています。
- ・山林等の荒廃による山地崩壊が進むことで、上流域の河川閉塞などのおそれがあることから、山間集落等への被害を防止する対策が必要です。
- ・海岸は、冬季風浪などの海岸侵食により幾度も被害を受けており、これまでも消波施設、護岸施設、人工リーフ等による海岸の保全を図ってきました。冬期間の越波被害は毎年のように発生していることから、引き続き海岸の保全対策を図る必要があります。

●トピック



令和元年度工事完成の中股川第3号砂防堰堤（小谷村北小谷戸土地先）

● 施策の方向

① 河川・排水路の整備と適正な維持管理

- ・急流河川が多く、融雪期、降雨時には急激な増水と土石流失が発生し、河川の氾濫の危険性が高いため、河川改修等の計画的な整備を促進します。また、河川施設の適切な維持管理のため、巡視や点検の実施により、施設の状態を把握するとともに、機能維持を図ります。
- ・浸水防止のため、計画的に小河川、排水路の改修整備を推進します。

② 治山・砂防施設の整備促進

- ・山地の保全と山崩れ・土石流・地すべり・雪崩等の山地災害を未然に防止するため、治山、砂防、火山砂防、地すべり防止対策等の事業を推進します。

③ 海岸浸食対策の促進

- ・冬季風浪等により砂浜の浸食が進行していることから、台風及び冬期風浪時の越波による住宅地や道路等への被害を防止するため、海岸侵食対策事業等の海岸保全施設整備を推進します。



令和元年（2019年）10月台風19号により堤防が欠損した早川（田屋地区）



災害復旧事業により整備された護岸（令和2年）

● 施策指標

指標	現状(R2)	中間目標(R6)	最終目標(R10)
姫川水系河川整備の状況	西中地区	岩木地区	岩木地区

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民・地域・関係団体は、市と一体となって、国や県に事業促進の要望活動に努めます。	国や県と連携し、防災対策・維持管理工事の推進を図ります。

第 1 節 防災・減災対策の推進



3 消防救急体制の充実

基本方針

市民一人一人の防火意識の向上と火災予防の啓発に努めます。また、地域や事業所と連携した消防救急活動を推進するため、必要な人員及び施設等の効率的かつ効果的な整備により、消防救急体制の充実強化を図ります。

●現状と課題

- ・近年、火災件数は年間 10 件前後で推移していますが、市街地の木造住宅密集地区では、気象等条件がそろえば駅北大火のような大規模火災が発生する危険性があります。
- ・社会環境がますます複雑多様化していく中で、大規模災害、多数傷病者発生災害などの対応能力の向上や初動体制の充実強化が求められています。
- ・地域・事業所と一体となった火災予防や、住宅用火災警報器普及による火災での死傷者発生防止対策のほか、広域的な消防応援体制の構築を進め、消防力を強化していく必要があります。
- ・救急救助件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、65 歳以上の高齢者の搬送が 7 割以上を占めています。今後もこの傾向は続くと考えられることから、更なる救命率の向上を目指して、応急手当の普及や医療機関との連携による迅速、的確な救急救助活動が必要です。



平成 28 年(2016 年)12 月 22 日に発生した糸魚川市駅北大火

●トピック

火災発生状況

(各年12月31日現在)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数(件)	13	11	15	16	16	8	8	6	13	7
焼損住宅(棟)	9	13	13	9	9	157	7	5	5	4
死者(人)	1	0	0	2	2	0	0	0	0	1

※平成 28 年に発生した駅北大火では、焼損住宅が 147 棟発生しました。

(資料：消防本部)

救急出動状況の推移

(各年12月31日現在)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数(件)	2,011	2,000	1,866	1,958	1,923	2,111	2,168	2,147	2,028	1,836
搬送人員(人)	1,906	1,870	1,741	1,812	1,775	1,977	2,008	2,037	1,926	1,733
高齢者比率(%)	62.9	67.4	68.5	66.1	68.8	67.9	68.2	72.7	73.5	74.8

※件数、搬送人員ともほぼ横ばいで推移していますが、高齢者比率は年々上昇しています。(資料：消防本部)

●施策の方向

①火災予防対策の推進

- ・高齢者の火災予防対策として、福祉事務所、自治会及び消防団と連携し、家庭訪問による火の元点検や住宅用火災警報器設置状況調査を通して火災予防指導を行います。
- ・火災予防啓発として、市ホームページやSNS、マスメディア等の活用や一般家庭防火診断及び出前講座による指導を展開し、火災ゼロを目指します。
- ・こども消防隊の活動を通じて大火の記憶を次世代につなぎ、将来の防火・防災リーダーの育成に努めます。
- ・事業所への立入検査や消火訓練等の出前講座を行い、公民連携による初動体制を構築します。

②消防力の強化

- ・木造住宅密集地区において、地域を主体にした40ミリホース等を用いた初期消火訓練を定期的に行い、火災の初期対応及び協力体制の強化に努めます。
- ・新たに整備した防災水利等の活用、県内及び県域を越えた応援体制の強化、出動計画及び消防戦術の見直し等により、有事における即応体制の強化を図ります。
- ・消防団の拠点化により、人員や装備の効率的な運用を図り、充実した消防団の体制づくりを進めます。
- ・消防団員の活動支援として、安全装備品の整備や更新を計画的に行うとともに、入団促進に向けての処遇改善や事業所との協力体制の構築を進めます。

③救急業務の高度化

- ・メディカルコントロール体制^{*1}を基盤とした医療機関との連携強化により、引き続き、救急業務の高度化を推進します。また、継続した救急救命士の養成により、救急車複数乗務体制を維持します。
- ・救急ワークステーション^{*2}を核とした教育研修により、救急隊員の資質の維持向上を図ります。

④応急手当の普及

- ・心肺停止傷病者の救命率（社会復帰率）の向上を図るため、市民への応急手当の普及を引き続き推進するとともに、応急手当普及資器材の整備更新を計画的に行います。

●施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
建物火災件数	3件	2件	0件
住宅用火災警報器設置率	91.1%	93.0%	95.0%
心肺停止傷病者の救命率	2.2%	8.0%	10.0%

●協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民・地域・事業者等は、初期消火訓練や応急手当講習会に積極的に参加し、火災や事故等が起きたときの初期対応に関する知識や技術の習得に努めます。	市民ニーズに合わせた火災予防や応急手当に関する講習会を積極的に展開し、火災や事故等が発生した際の市民の初期対応能力の向上に努めます。

※1 メディカルコントロール体制：病院前救護において、救急隊員が傷病者に提供する医療サービスを保証するシステム

※2 救急ワークステーション：糸魚川総合病院内に設置された教育研修施設

第2節 安全・安心な市民生活の保護

1 防犯・交通安全対策の充実



基本方針

犯罪の防止、交通事故防止により、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

●現状と課題

- ・価値観や生活様式の多様化に伴い、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が進み、犯罪抑止機能が低下してきているため、市民に身近な日常生活に係る犯罪被害が多発しています。また、子どもや女性、高齢者など社会的に「弱い立場」の方々が、犯罪者に狙われる被害も多く発生し課題となっています。
- ・交通事故は減少傾向にありますが、高齢運転者の加齢に伴う運転操作不適や脇見運転等の交通事故の割合が増加しています。急速に進行する高齢化社会を見据えた高齢者の交通事故防止対策に取り組む必要があります。また、チャイルドシートの着用率が低いこと、13歳未満の自転車乗車時のヘルメット着用定着化が課題となっています。
- ・飲酒運転やながら運転、あおり運転などの危険運転による交通事故が社会問題となっており、運転者に危険性・責任の重大性を認識させるとともに、悪質・危険な運転を根絶する気運の高揚を図ることが課題となっています。

●トピック

糸魚川警察署管内刑法犯認知件数・検挙人員

各年12月31日現在

	認知件数	検挙人数
H27	195	67
H28	184	57
H29	202	87
H30	137	73
R元	167	48
R2	131	39

(資料:糸魚川警察署)

平成29年以降、刑法犯認知件数、検挙人数は減少しています。

糸魚川警察署管内交通事故負傷者・死者数

各年12月31日現在

	負傷者	死亡
H27	84	2
H28	64	5
H29	73	5
H30	61	2
R元	53	3
R2	51	1

(資料:糸魚川警察署)

平成29年以降、負傷者、死亡者数は減少しています。

● 施策の方向

① 防犯活動の推進

- ・市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る防犯意識の向上を図ります。
- ・防犯組合連合会を核とし、関係団体との連携を図り、高齢者の特殊詐欺被害防止、通学路等の防犯パトロールや不審者対策など、地域住民の自主的な活動を支援します。

② 交通安全対策の推進

- ・警察や交通安全協会等と連携を図りながら、交通安全指導、教育、啓発活動を継続して行い、交通ルールの遵守とマナーを守る意識の向上を図るとともに、道路交通環境の整備を推進します。
- ・ながら運転やあおり運転などの危険運転を根絶するため、交通安全教室等の開催により、危険運転による事故の実態を周知し、危険性についての理解を深めるとともに、規範意識の確立を図ります。
- ・あおり運転や駐車中の当て逃げなどの発生抑止のため、ドライブレコーダー等の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めます。
- ・高齢運転者の交通事故防止のため、加齢に伴う身体機能の変化の自覚等を促し、運転技能の低下を補い安全に運転を続ける方法（安全運転サポート車、補償運転^{※1}）や運転免許の自主返納制度の周知に努めます。



交通安全週間での啓発活動

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
刑法犯認知件数	131 件	116 件	93 件
交通事故死亡件数	1 件	0 件	0 件

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民と地域は各地域における防犯活動や通学時の街頭立哨等交通安全運動に取り組みます。事業者と連携して、特殊詐欺防止、危険運転防止に取り組みます。	行政と警察は、パトロールや各種関係団体と連携し、特殊詐欺啓発活動等により犯罪抑止に取り組むとともに、保育園や学校、老人クラブ等を対象に、交通安全教室の実施や交通安全運動等の啓発活動を行います。

※1 補償運転：加齢に伴う運転技能の低下を補うため、雨天時や夜間等の危険なシチュエーションでの運転を控えたり、余裕を持った行程や速度を抑制することなどで、より安全な運転を心がけること。

第2節 安全・安心な市民生活の保護

2 消費者保護の推進



基本方針

様々な消費者問題に対して、市民自らの確な判断と行動ができるよう、必要な知識や情報の普及啓発と学習機会の充実に努めます。

●現状と課題

・身近な生活の中において、様々な消費者ニーズに応える商品・サービスが提供される一方、消費生活で発生するトラブルも多様化・複雑化しています。

・特に、近年、一人暮らしや高齢者など社会的に弱い立場の人を狙った悪質な訪問販売等の詐欺行為も増加しており、孤独感や不安感、判断力・交渉力の低下に付け込んだ手口が後を絶たない状況となっています。

・また、消費者に向けられるサービス形態が便利になった一方で、携帯電話への不審なメールやコロナ禍における外出自粛の影響から通信販売によるトラブルが発生しています。このことから、自らがトラブルを防止できる賢い消費者を育成するため、情報提供と啓発に取り組むとともに、被害救済のため、関係機関と連携強化が必要です。

●トピック

糸魚川市消費者相談窓口相談件数

各年度3月31日現在

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
件数	104件	95件	154件	160件	104件	110件

70歳以上の高齢者からの相談が多く、主な相談内容は「販売(電話勧誘・訪問・通信)」「不審なメールやSNS」に関するものとなっています。

(資料:環境生活課)

特殊詐欺被害件数

各年12月31日現在

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
新潟県	288件	182件	208件	147件	142件	144件
糸魚川市	5件	11件	5件	5件	6件	12件

令和2年の県内の被害額は、2億98百万円を超えており、このうち「架空料金請求詐欺」「キャッシュカード詐欺」が多発しています。

(資料:糸魚川警察署)

● 施策の方向

① 自らを守る消費者の育成

- ・消費者が、複雑化、悪質化する消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないようにするため、また、万が一遭遇した場合も、自らの初期対応で被害をより小さいものに抑えられるようにするため、最新で有効的な情報と対応策を広報紙、ホームページ、市内巡回、出前講座など様々な方法で周知、啓発を図り、賢い消費者の育成に取り組みます。
- ・子どもたちが将来、正しい知識と判断力、情報活用能力を身に付けた消費者として自立できるよう、学校や家庭と行政とが連携して消費者意識の向上を図ります。

② 消費者保護体制の充実

- ・より複雑化する消費生活に関する相談内容に対応するため、専門相談員を配置するとともに、県消費生活センターや消費者協会等と連携し、相談窓口の充実を図ります。
- ・被害を受けたことのある市民への定期的な連絡、巡回及び地域社会による見守り体制の構築を図ります。

警戒していたのに、なぜか騙される
巧妙すぎて疑わなかった

オレオレ詐欺
どんなに急いでいる様子であっても、一度電話を切り、いつもの連絡先に掛けて確認しましょう

架空請求詐欺
架空請求はがきなどが届いたら、復せず、市役所や警察に連絡・相談しましょう

金融商品等取引名目詐欺
「必ずもうかる」「高値で買い取る」などのうまい話は、まず詐欺を疑いましょう

ネットショッピング詐欺
お試し商品を1回だけ購入するつもりだったが、定期購入契約が成立してしまったなどの場合は、すぐに市消費生活相談窓口へ連絡しましょう

還付金詐欺
市役所や税務署、銀行などからの還付金の電話は、一度切ってから、公の電話番号に掛け直しましょう

ワンクリック詐欺
ウェブサイトを閲覧中に1回クリックしただけで「契約成立」と表示が出たとしても、慌てず放置し、市消費生活相談窓口へ連絡しましょう

耳慣れた「オレオレ詐欺」や「振り込め詐欺」、そんなものには絶対に騙されないと、思っている方も多いと思います。しかし、警戒していたのに、なぜか騙されてしまったという話もあるようです。一方、巧妙すぎて、予想もつかなかったという事案も。自分は大丈夫と過信せず、常日頃から警戒心をもって対応することが重要です。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
消費者相談件数	128 件	100 件	80 件
特殊詐欺被害件数	2 件	0 件	0 件

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、自ら学び、正しい選択ができる消費者となるよう努めるとともに、不審な情報を得たら、警察、市役所へ通報、相談するように努めます。糸魚川市消費者協会は、出前講座、チラシ等による消費者被害防止のための啓発を行います。地域包括支援センターは、訪問による高齢者の見守り、関係機関への情報提供を行います。	警察は、パトロールによる犯罪抑止効果の発揮、講演会等による特殊詐欺被害防止のための啓発を行います。行政は、広報等による必要な知識や情報の提供を行います。

第2節 安全・安心な市民生活の保護

3 冬期市民生活の確保



基本方針

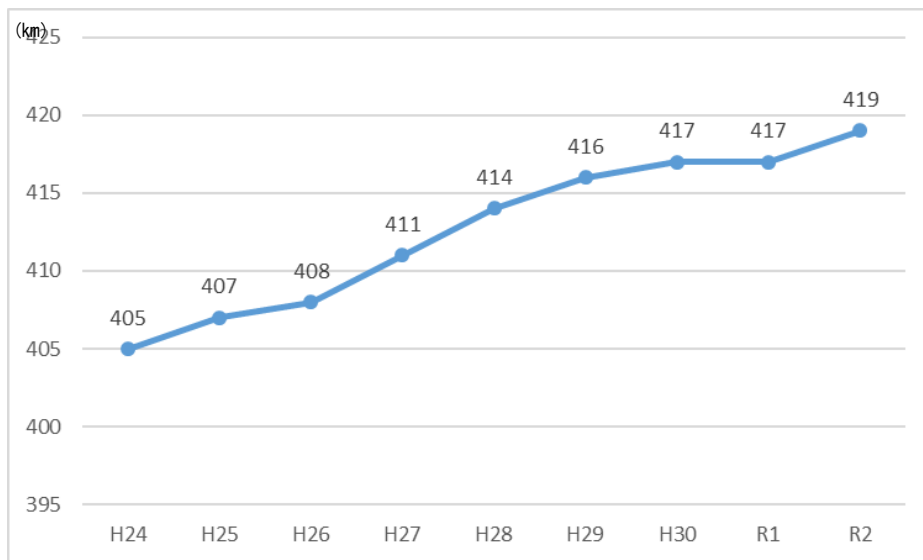
積雪期における市民生活・地域経済活動の安定及び維持を図ります。

●現状と課題

- ・老朽化した除雪機械が多く、市・除雪受託者ともその維持、更新に苦慮している現状があり、計画的に維持、更新を行うとともに、交通量に合わせた除雪路線の見直しを行う必要があります。
- ・働き方改革や高齢化等により、除雪機械のオペレーターが減少しています。冬期交通の確保のため、効率的な除雪作業の検討とオペレーターの確保が必要です。
- ・消雪パイプは、施設の老朽化や散水量の低下により、降雪時に不具合が頻繁しているのが現状であり、計画的な更新を進める必要があります。
- ・屋根雪等の除排雪が困難な高齢者世帯及び一人暮らし世帯が増加しており、地域ぐるみでの助け合いによる除雪作業も困難となる地区が増えてくることが予想され、大きな課題となっています。

●トピック

冬期交通の確保延長



機械除雪・消雪パイプとも、人家に接続する市道のほか、冬期生活に必要な農道等も含め、最低限必要な区間を実施していますが、道路改良の実施や地区からの要望により、年々微増となっています。

なお消雪パイプは、現在設置済みの路線の維持管理が中心となっていますが、機械除雪、水源や地盤の状況等をふまえて整備についても検討を行います。

● 施策の方向

① 冬期交通の確保

- ・ 除雪作業の安定性を確保するため、除雪機械の計画的かつ適正な更新を実施します。
- ・ 散水量の安定確保のため、消雪パイプ施設の計画的な更新及び適正な維持管理を推進します。
- ・ 除雪作業に対する市民理解を深め、豪雪時における不安感を軽減するため、除雪計画の周知及び除雪情報の提供を実施します。

② 冬期生活の維持

- ・ 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、集落における自主的な共同除雪体制の構築を促進し、大型除雪機械等による除雪が困難な幅の狭い生活道路の交通を確保するため、地区への小型除雪機の貸与を実施します。
- ・ 自力で屋根雪等の除排雪及び雪踏みが困難な要配慮世帯に対して、除雪等にかかる費用の一部を助成し、冬期間における安全・安心を確保します。



令和3年（2021年）1月の豪雪



除雪作業の状況

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
冬期交通の確保延長	417 km	419 km	420 km
小型除雪機貸与地区数	98 地区	108 地区	120 地区

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
地域は、互いに協力して要配慮世帯の屋根雪等の除排雪や幅の狭い生活道路の除雪などの克雪活動に取り組みます。	住民の理解と協力を得ながら、地域が行う克雪活動を支援し、幹線道路や主要生活道路の除雪を行います。

第 3 節 自然・環境の保全と未来への継承



1 自然環境の保全

基本方針

生き物の良好な生息環境の維持や地球温暖化防止のため、自然保護意識の普及啓発などにより自然環境の保全を推進します。

●現状と課題

- ・本市は、ユネスコ世界ジオパークに認定されており、国立公園や県立公園など優れた自然風景地を有しており、未来に渡って保護・保全していかなければいけません。
- ・地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出を抑制し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を進める必要があります。
- ・電気の固定買取価格の下落や系統連系が制限されていることにより、再生可能エネルギー事業全般が停滞している状態にあります。

●トピック

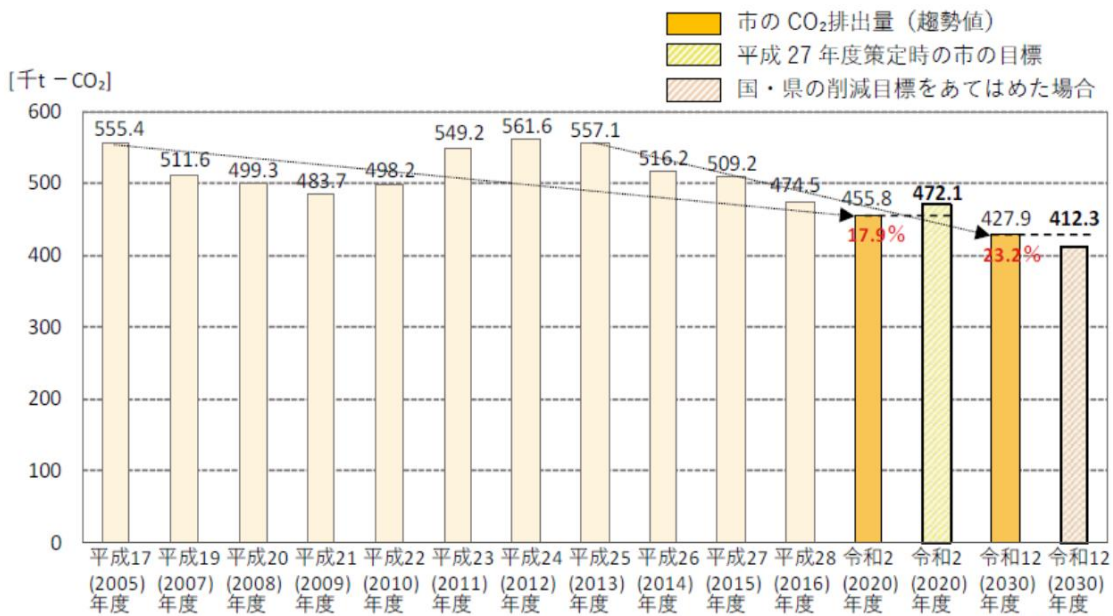


図 2-7 本市の CO₂排出量の将来予測値と削減目標値との比較

(資料：環境生活課)

● 施策の方向

① 豊かな自然の保護

- ・ 自然保護意識の普及啓発と自然とのふれあいを推進するとともに、自然公園法、新潟県自然環境保全条例や公害防止協定などに基づき適正な自然環境保全を推進します。
- ・ 貴重な動植物を保護するため、外来種の移入を禁止する啓発活動や既に生息している外来種の駆除を行います。

② 再生可能エネルギー導入等による二酸化炭素排出量の削減

- ・ 地球温暖化防止や省エネルギーに関する普及啓発を行います。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を希望する市民や事業者を支援するとともに、再生可能エネルギーの推進と啓発に努めます。
- ・ 再生可能エネルギーを導入し、地域活性化につなげます。
- ・ 国の「2050年温室効果ガス実質ゼロ宣言」を受け、脱炭素の取組を地域産業の活性化につなげます。

③ 再生可能エネルギーの活用

- ・ 再生可能エネルギーを地域内で生産し、地域内で消費する仕組みを構築します。



蓮華白池



塩の道

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
二酸化炭素排出量	503.9 千トン	463.6 千トン	429.6 千トン

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民や事業者は、自然保護や地球温暖化防止のため、各種活動への参加や情報収集に努めます。	市民が取り組みやすい活動の仕組みづくりや情報提供など積極的な支援を行います。

第3節 自然・環境の保全と未来への継承

2 地域環境の保全



基本方針

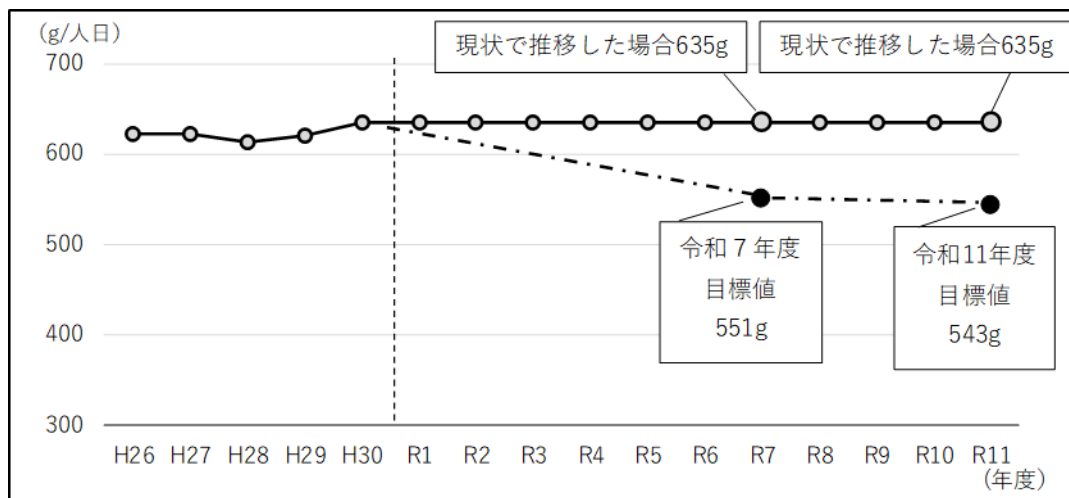
ごみの減量や適正処理を行い、環境への負荷をできる限り低減するとともに、清潔で美しいまちづくりを目指します。
また、有害鳥獣による被害を防止します。

●現状と課題

- ・生活環境の保全に向け、水質や騒音等の定期的な調査を行っており、騒音等において一部基準を超過する個所があります。
- ・地域の環境美化を図るため、地区や環境美化パートナー団体による美化活動が行われています。
- ・不法投棄を防止するためパトロールを実施していますが、ポイ捨てや不法投棄ごみが山間部を中心に確認されています。
- ・燃やせないごみの処理方法を変更したことにより、一人当たりのごみ処理費用は減少しましたが、一人当たりのごみ排出量は依然横ばいの状況が続いています。環境負荷を低減するためごみの排出量を削減することが必要です。
- ・有害鳥獣による人身被害や農作物被害が発生しているため、被害防止対策を進める必要があります。また、狩猟者等の鳥獣捕獲の担い手の確保が課題です。

●トピック

◆将来の一人1日当たりの家庭系ごみ量（資源除く）



(資料：環境生活課)

● 施策の方向

① 生活環境の保全

- ・ 環境測定を継続することで実態を把握し、基準値を超える場合は、原因者などへ指導を行います。
- ・ 事業活動や大規模な開発行為における公害防止のために、協定を締結します。

② 環境美化の推進

- ・ 各地区や環境美化パートナーによる美化活動を支援し、環境美化意識の向上を図ります。
- ・ 地区の環境美化や海洋プラスチック問題に対応するため、不法投棄防止パトロールや啓発活動を行い、ごみのポイ捨ての未然防止や快適な環境づくりを推進します。

③ ごみの減量化とリサイクルの促進

- ・ 分別説明会の開催や広報誌などによる啓発を行い、3R^{※1}推進への市民意識を高め、ごみの減量化を促進します。
- ・ 不燃ごみのリサイクル化を進め、最終処分量の削減に取り組みます。
- ・ ごみの減量化を進めるため、ごみの有料化について引き続き検討を行います。

④ 鳥獣被害の防止

- ・ 鳥獣の個体数管理、生息地管理を行い、被害の防止を図ります。
- ・ 鳥獣捕獲の担い手の確保と育成を推進します。



令和2年（2020年）4月から本格稼働した新ごみ処理施設

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）	679 グラム	565 グラム	545 グラム

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、自主的な環境美化活動に積極的に取り組むとともに、環境意識の向上に努めます。	環境保全意識の向上や行動を促すため、各種啓発活動を行います。

※1 3R（スリーアール）：抑制（Reduce、リデュース）、再利用（Reuse、リユース）、再生使用（Recycle、リサイクル）の3つのR（アール）の総称。

第4節 暮らしやすい生活基盤の整備



1 機能的・効率的な生活圏の形成

基本方針

社会経済情勢等の変化を踏まえた都市計画により持続可能なまちづくりを推進します。

●現状と課題

・人口減少等の社会経済情勢等の変化に対応し、安全かつ快適で持続可能な生活環境を確保するため、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを進めるほか、公共施設等の適正配置や機能維持が求められます。

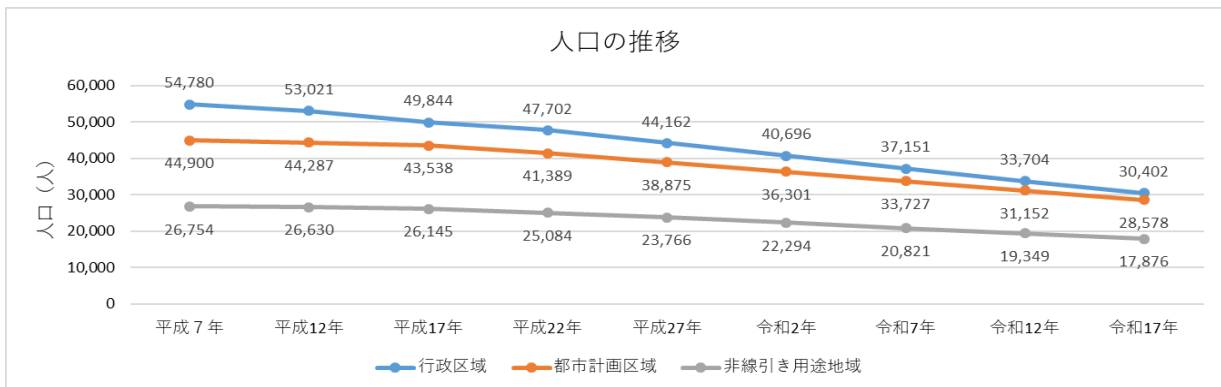
・効率的な土地利用のためには、地籍調査は有効ですが、個人の利害も伴うことから、地域の理解を得る環境づくりが必要です。

●トピック

◆糸魚川市 人口の推移

区 域	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成7年～平成27年	
	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	増減数(人)	増減率(%)
行政区域	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	-10,618	-19.4
都市計画区域	44,900	44,287	43,538	41,389	38,875	-6,025	-13.4
非線引き用途地域	26,754	26,630	26,145	25,084	23,766	-2,988	-11.2
区 域	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年		平成27年～令和17年	
	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)		増減数(人)	増減率(%)
行政区域	40,696	37,151	33,704	30,402		-13,760	-31.2
都市計画区域	36,301	33,727	31,152	28,578		-10,297	-26.5
非線引き用途地域	22,294	20,821	19,349	17,876		-5,890	-24.8

資料：国勢調査（行政区域・都市計画区域・非線引き用途地域（H22,H27））、都市計画基礎調査（都市計画区域・非線引き用途地域（H7～H17））、日本の地域別将来推計人口（平成30年推計、国立社会保障・人口問題研究所）より推計（将来値）



行政区域人口は少しずつ減少しています。

都市計画区域内及び非線引き用途地域内の人口も同様に少しずつ減少しています。

平成27年から過去20年間での増減率では、行政区域で19.4%減少、都市計画区域内で13.4%減少、用途地域内で11.2%減少となっており、行政区域や都市計画区域内と比較し、用途地域内で減少率は比較的緩やかですが、今後の人口減少による、さらなる人口密度の低下が予想されます。

● 施策の方向

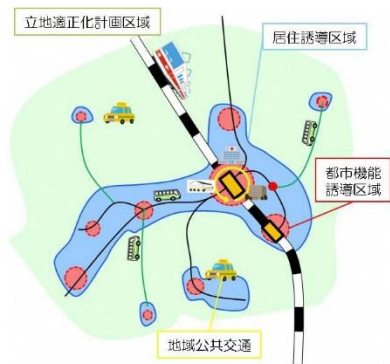
① 機能的・効率的なまちづくりの推進

- ・市街地においては、適正な都市機能の誘導と居住の誘導を図り、機能的・効率的なまちづくりを推進します。
- ・これからの市街地は、人中心のまちづくりが必要であり、人の活動に着目し、より活動しやすい環境を整える公民連携の取り組みを進めていきます。
- ・中山間地域においては、小さな拠点^{※1}づくりの取組や、市街地と効率的に結ぶ地域公共交通網の確保により、将来にわたって公共サービスの提供を維持します。
- ・学校や公民館、体育館などの公共施設については、地域の拠点として、将来の人口規模や地域の実情を踏まえた適正配置や有効活用、複合化など、まちづくりにおける長期的な視野と戦略的視点に立った整備により、利便性を確保し、市民生活を支える機能や施設を維持します。

② 調和のとれた土地利用の推進

- ・用途地域指定・地区計画等による適正な規制と、都市機能と居住の誘導により、土地の計画的な利用と利便性の向上を図ります。
- ・豊かな自然環境と調和した市街地及び集落環境の維持・充実を図ることを念頭に計画的な土地利用を進めるため、必要な施策を講じていきます。
- ・効率的な土地利用を促進するため、土地の境界、面積及び地目等の情報をより明らかにする地籍調査を推進します。

コンパクト・プラス・ネットワークを実現するための「立地適正化計画」イメージ



立地適正化計画では、「移住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を定めます。「居住誘導区域」とは、人口が減少しても一定エリアの人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように誘導する区域です。

「都市機能誘導区域」とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点・生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効果的な提供を図る区域です。

また、これらの区域を地域公共交通によるネットワークで結びます。

立地適正化計画は、都市計画区域において定めますが、市全域から見た都市のあり方の検討が必要です。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
居住誘導区域人口比率	29.7%	31.2%	32.7%
地籍調査の推進	28 計画区	30 計画区	38 計画区

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民や事業者は都市機能を最大限に活用したまちづくり活動に取り組みます。	市民などのまちづくりへの参加の機会・情報の提供、まちづくり活動への支援を行います。 新たな補助制度や補助制度の見直しにより、都市機能と居住の誘導を促進します。

※1 小さな拠点づくり：小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などをつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みを作ろうとする取組。

第4節 暮らしやすい生活基盤の整備

2 地域公共交通網の維持・活性化



基本方針

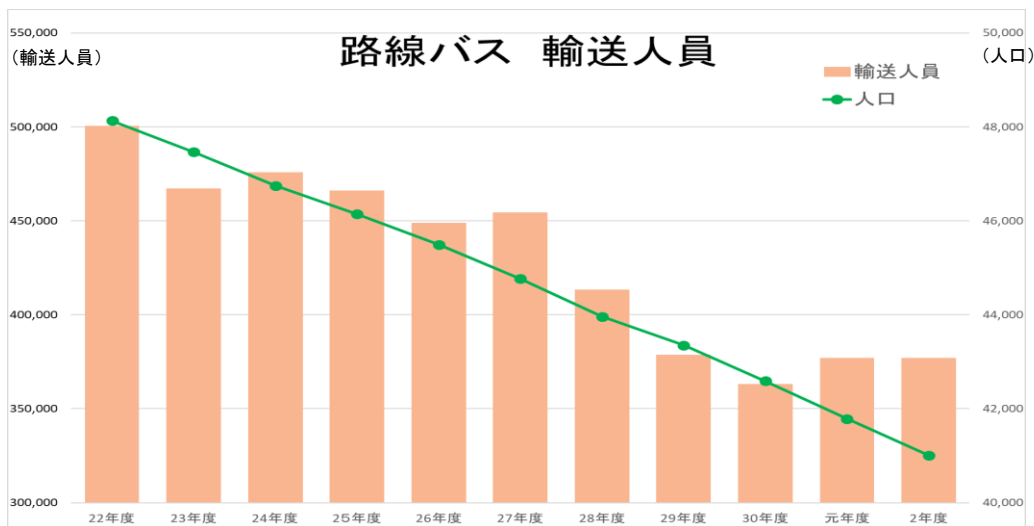
市民生活を支える利便性・効率性を備えた地域公共交通の確保を図ります。

●現状と課題

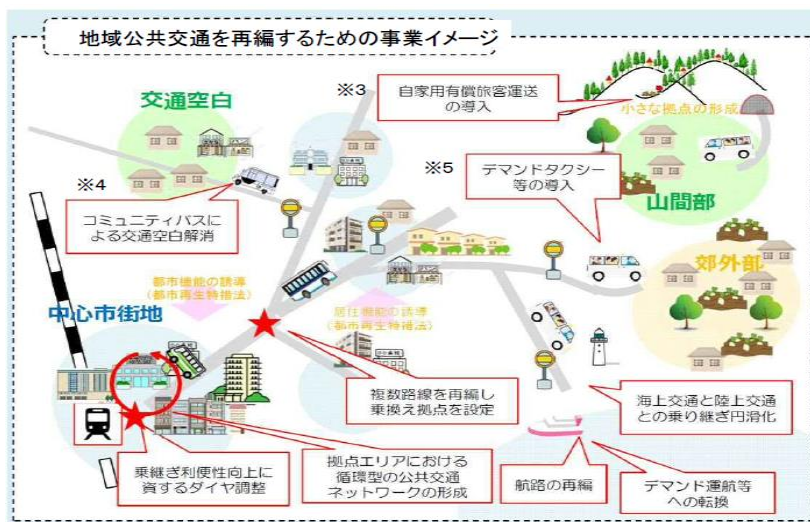
・マイカー利用の増加や人口減少、少子高齢化により、公共交通の利用者が年々減少しています。

・持続可能な地域公共交通を確保するため、利便性に加え効率性も重視し、地域公共交通や交通施策の見直しを計画的に進める必要があります。

●トピック



輸送人員は減少傾向でしたが、平成 29、30 年度に策定した地域公共交通網形成計画及び再編実施計画に基づき見直しを行った結果、持ち直しがみられます。



(資料：都市政策課)

● 施策の方向

① 適切な役割分担による地域公共交通網の維持・充実

- ・ 持続可能な地域公共交通を確保するため、市内公共交通を支える交通手段の適切な役割分担により効率性と利便性の向上を図ります。
- ・ 新しい交通手段や技術についても情報収集を行い導入を検討します。

② 鉄道の利便性の向上と利用促進

- ・ JR、えちごトキめき鉄道、県、近隣市町村、関係団体等と連携し、えちごトキめき鉄道とJR大糸線の観光的活用も含めた利便性の向上と利用促進により、生活交通の確保と沿線地域の発展を図ります。
- ・ 長岡、新潟方面への利便性の向上を図ります。

③ バス等の利便性・効率性の向上と利用促進

- ・ 市民、事業者及び市などが役割を分担し、主体的な連携や協働により、便利で効率的な地域公共交通への見直しや利用促進を継続します。



令和3年（2021年）3月13日開業 「えちご押上ひすい海岸駅」

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
鉄道利用率	15.3 回	15.3 回	15.3 回
路線バス利用率	8.9 回	8.9 回	8.9 回

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、地域公共交通の利用に努めます。 事業者等は、市民の利便性の向上と利用者の増加に努めます。	公共交通機関の利用について市民の理解を深め、利用促進を図ります。 公共交通事業者を支援し地域公共交通網の維持・活性化を進めます。 観光・教育・福祉などの分野との連携により、広い視点から利用促進を図ります。

第 4 節 暮らしやすい生活基盤の整備

3 道路網の整備・維持管理



基本方針

市民生活と経済活動の大動脈である広域幹線道路網等の整備を促進するとともに、市民生活や地域経済活動等に密着した道路網の拡充や整備を図ります。

●現状と課題

- ・国道 148 号は、新潟県と長野県を結び広域的なネットワークを構築する幹線道路ですが、迂回路が無いため緊急車両の通行にも支障が生じる等、市民生活や社会活動に多大な影響を与えていることから、松本糸魚川連絡道路の早期の整備が求められています。
- ・国道 8 号糸魚川東バイパスの一部（梶屋敷～押上間）が供用されましたが、間脇～梶屋敷間は未だ迂回路もなく、越波や交通事故等により長時間にわたり全面通行止めが発生する等、市民生活や社会活動に多大な影響を与えていることから、糸魚川東バイパスの早期の全線完成が求められています。
- ・また、親不知地区では、事前通行規制区間が存在し、北陸自動車道との同時通行規制による集落等の孤立や、洞門等主要構造物の老朽化等の課題を抱えており、別線ルートによる抜本的な対策が必要です。
- ・市道は、市内の各地域を結ぶ主要幹線道路や市民生活に密着した道路交通網を形成し、便利で安全な道路網の体系的な整備が求められています。
- ・市道橋については、50 年以上経過した高齢橋りょうが複数あり、今後、橋りょうの補修費用が急増することが予想されることから、適切な管理と長寿命化修繕計画に基づく計画的かつ予防的な修繕対策が必要です。
- ・都市計画道路については、市街地の交通の円滑化、防災機能の確保、住環境の向上を目的として計画決定していますが、計画から長期未着手となっていた路線の見直しを行い、計画継続となった路線は引き続き整備を進める必要があります。

●トピック

◆市道の整備状況

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

区 分	市 道			
	1 級	2 級	その他	計
	km	km	km	km
道路延長（橋りょう含む）	98.03	53.36	691.12	842.51
改良済み延長	85.86	43.17	307.13	436.16
舗装済み延長	91.35	50.35	465.20	606.90
自動車通行不能延長	0.83	0.62	188.36	189.81
	%	%	%	%
改良率	87.6	80.9	44.4	51.8
舗装率	93.2	94.4	67.3	72.0
通行不能延長率	0.8	1.2	27.3	22.5

1 級市道

主要な集落間や国道等
の主要公共施設を結ぶ幹
線市道

2 級市道

集落間や国道等の主要
公共施設を結ぶ市道

3 級市道

1 級及び 2 級市道に該当
しない集落内の市道

(資料：建設課)

● 施策の方向

① 国県道の整備促進

- ・環日本海時代の交流進展と北陸新幹線長野～金沢間の開通による拠点性を高め、首都圏、中京圏と北陸圏を結ぶ交通網の整備を図るため、松本糸魚川連絡道路の早期整備に向けた取組を推進します。
- ・国道8号糸魚川東バイパス及び親不知道路の整備促進に向けた取組を強化します。
- ・県道については、交流の促進と経済の活性化を図るため、各地区間及び国道との連絡強化を図り、道路改良及び交通安全施設等の整備を促進します。

② 市道等の整備と維持管理

- ・計画的な道路交通網を整備するため、広域幹線道路網の整備と合わせ、農道及び林道も含めた市域全体にわたる体系的・計画的な道路整備を推進します。
- ・市民生活に密着した便利で安全な交通を確保するため、道路の防災対策や冬期間の交通確保、また、交通安全施設の整備及びバリアフリーを考慮した道路の整備を進めます。
- ・修繕費の平準化や、コストの縮減を図るため、「予防保全型」管理に移行した橋りょう等の道路施設の適切な維持管理と、計画的な整備を進めます。



新設された市道大和川海浜線

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
松糸・今井道路（上刈～山本間）の整備	調査・設計	工事	工事
市道改良率	51.8%	52.5%	53.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
<p>地域住民は、積極的に道路の美化活動等に取り組めます。</p> <p>市民や利用者は、道路建設促進活動に積極的に参加し、市民全体の建設促進の機運醸成に努めます。</p>	<p>安全で利用しやすい道路整備を促進するとともに、地域住民が行う道路の美化活動等を支援します。</p> <p>地元地区や利用団体、経済界等の各種団体と協働して、関係機関への要望活動を行うとともに、積極的な情報発信と周知啓発により、事業の推進に取り組めます。</p>

第 4 節 暮らしやすい生活基盤の整備

4 快適な住環境の確保



基本方針

計画的な住環境の整備により、安全・安心で快適な生活基盤の確保を図ります。

●現状と課題

- ・地震で倒壊した建築物により発生する人的被害や二次災害、また倒壊した建築物が道路をふさぐことによる避難や復旧の遅れを防ぐため、耐震化を図り、耐震性能を満たした強い建築物とすることが必要です。
- ・市内の木造住宅が密集する地区では、気象条件がそろえば駅北大火のような大規模火災が発生するおそれがあります。
- ・糸魚川らしい歴史的な景観と海から山までの豊かな自然に育まれた地域固有の景観を維持していくため、景観形成に対する市民の関心を高める必要があります。
- ・空き家が年々増え続けており、空き家の増加を抑制するとともに、所有者に対して適正管理や利活用についての支援、適切な相談先などの情報提供を行う必要があります。
- ・空き家は個人の財産であり、その所有者により適正に管理されるものでありますが、長期間適切に管理が行われず、家屋の倒壊の危険、周辺住民の生活環境の悪化など近隣住民の方に対して様々な問題が発生し課題となっています。
- ・公営住宅は施設の老朽化により改修費用などが増加傾向にあり、維持管理経費の適正化を図る必要があります。また、耐用年数を経過し老朽化した住宅への対応や入居者の生活環境の整備を図る必要があります。
- ・公園には、潤い・レクリエーションの場、延焼防止・災害時避難場所など様々な役割があるため、市街地においては良好な住宅地と公園を一体的に整備する必要があります。

●トピック

◆空き家バンク登録数等の推移

(単位：件)

	H30	R1	R2
新規登録数	41	43	33
成約数	21	35	27
年度末登録数	62	73	78

(資料：一般社団法人空き家活用ネットワーク糸魚川)

◆空き家率の推移

(単位：%)

	H15	H20	H25	H30
全国	12.2	13.1	13.5	13.6
新潟県	10.4	12.1	13.6	14.7
糸魚川市	11.4	13.3	14.5	17.0

(資料：総務省「平成 30 年住宅・土地統計調査」)

● 施策の方向

① 災害に強い住まいづくりの推進

- ・地震に強いまちづくりを推進するため、既存建築物の耐震性能の確保に向け、一般住宅の耐震診断と、その結果に基づく耐震改修等を支援します。
- ・木造住宅が密集する地区において、地区の実情と関係者の合意を踏まえ、防火・防災対策を推進します。
- ・糸魚川駅北地区では、景観不燃化ガイドラインに基づき、燃えにくい建築物への建替えや改修の促進及び本町通りの延焼遮断帯の形成により、大規模な延焼を防止します。

② 良好な景観形成の促進

- ・各地域特有の景観のあり方について、検討を進めます。
- ・まず、糸魚川駅北地区においては、本町通りの歴史的な街並みを再生するとともに、個々の建築物の個性を活かしつつ、全体として調和のとれた糸魚川らしい景観づくりを推進します。

③ 空き家等対策の推進

- ・空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等対策計画の策定など、空き家の発生予防・利活用・適正管理に向けた施策を推進します。
- ・周辺環境への悪影響を解消するために、所有者に対する指導、勧告等を行い、特定空き家等の解消に取り組みます。
- ・空き家実態調査の結果を元に実施したアンケート結果から、民間団体が運営する空き家バンクへの登録を推進します。
- ・移住定住や居住誘導に向けて空き家等を安心して利活用しやすくなるよう建物診断費や家財等処分費、改修費用等を支援し、増え続ける空き家等の流通促進を図ります。

④ 公営住宅の適切な維持管理

- ・施設の維持管理経費削減のため、糸魚川市公営住宅長寿命化計画に基づく予防保全的な施設の修繕、改修を行います。
- ・入居者の生活環境改善を図るとともに、耐用年数を経過し、老朽化した住宅の除却を含めた適正な施設管理と住宅除却後の跡地利用の検討を進めます。

⑤ 公園の整備と適切な維持管理

- ・子どもたちが安心して遊べる場、高齢者の憩いとなる場として、歩いて行ける身近な公園の整備について、空き地、空き施設の利活用も検討しながら進めます。
- ・公園施設の老朽化による事故を防ぐため、糸魚川市公園施設長寿命化計画に基づき、適切な維持管理と計画的な施設更新を進めます。

⑥ 良好な宅地形成の推進

- ・民間事業者による適正な宅地開発について、適正な技術指導や支援により、良好な宅地形成を推進します。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
糸魚川市公営住宅等長寿命化計画に基づく修繕事業の進捗率	-	44%	100%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、みんなの施設として公園施設等を大切に使用します。 空き家の所有者は、周辺環境に悪影響を及ぼさないように、適正管理に努めます。 空き家活用ネットワーク糸魚川と連携し、空き家の流通を促進します。	計画的な公営住宅の修繕、改修により住宅の確保を図るとともに、市民ニーズや地域の意見を把握し、地域・民間事業者等と連携した公園等の施設管理と施設整備を進めます。 空き家の所有者に対しては、適正管理の依頼等を行うとともに、空き家の発生予防、活用について、周知を行います。

第4節 暮らしやすい生活基盤の整備

5 ガス・上下水道の整備と供給



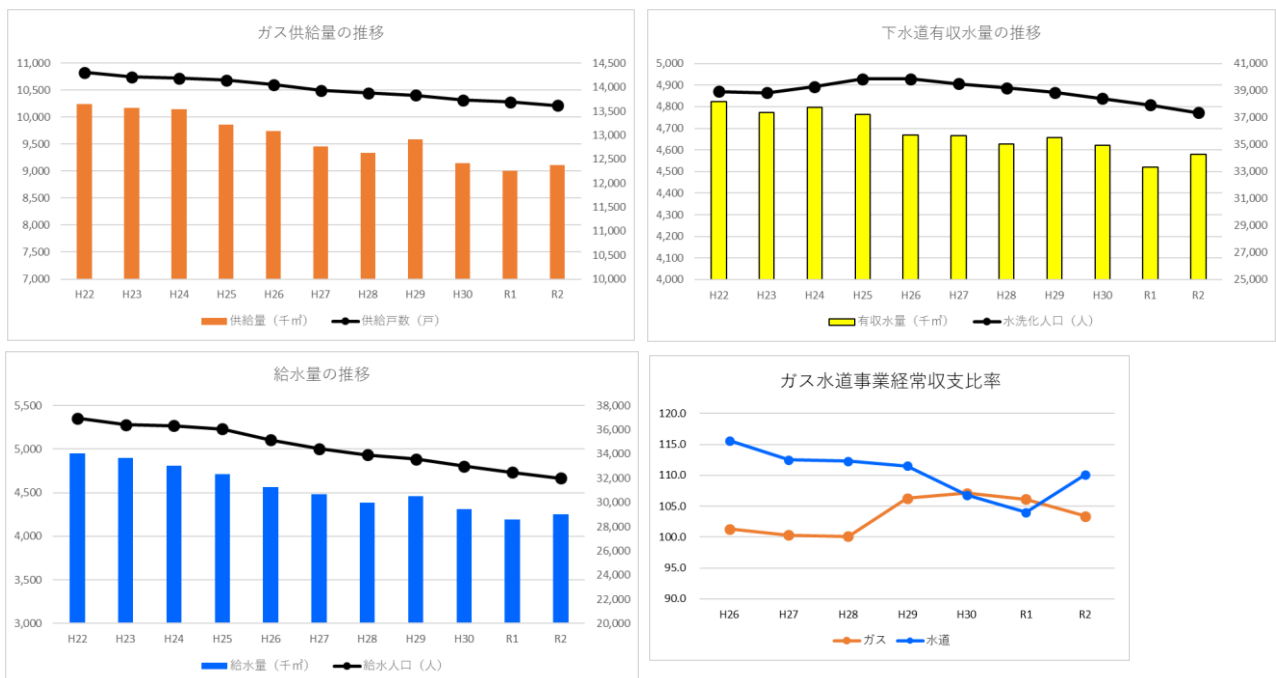
基本方針

安全で安定したガス水道の供給及び下水道処理のため、施設の計画的な更新を進め、効率的な運営管理に努めます。

●現状と課題

- ・経年劣化や地震対策の必要なガス水道管が残存しているため、計画的に耐震性を有する管路への更新を行い、災害時における市民生活への影響を最小限に抑える対応力を強化する必要があります。
- ・給水量の減少により、水道施設の配水能力との乖離が生じており、施設・設備の更新にあたっては、需要予測による施設の規模や設備の能力等の見直しが必要となっています。
- ・下水道の供用開始から30年が経過し、処理場をはじめとする施設・設備の改築・更新の時期を迎えています。各処理場の改築・更新時期が重なるため、その時期に多くの事業の実施と多大な費用が必要となります。
- ・人口減少に加え、エネルギーの多様化、節水意識の高まりなどから、ガス販売量、給水量及び有収水量が減少しており、事業運営の厳しさが増していくことが予想されます。今後も安定したガス上下水道事業経営を継続するため、効率的な運営に取り組み、経営基盤を強化する必要があります。
- ・下水道施設・設備について、適正な保全と計画的な改築・更新による強じん化と長寿命化を図り、効率的な運転管理と経費節減を行う必要があります。
- ・下水道や浄化槽は、生活排水等の汚水の排除と処理による公共水域の水質保全や水の再生・循環による豊かな暮らしのため、災害に強く持続的で安定した事業の実施が必要です。

●トピック



(資料：ガス水道局)

● 施策の方向

①安全で安定した供給体制等の維持

- ・地震被害を最小限に抑えるため、施設の耐震化とガス水道管路のブロック化を推進します。
- ・火災や地震などの災害発生後において、速やかな復旧ができるよう、関係事業者などと連携した復旧支援体制の確立を図ります。
- ・安全で安定したガス水道の供給のため、施設の老朽度や利用価値、耐用年数等を考慮し、将来の需要を見据え、施設の定期的な修繕と計画的な更新を推進します。
- ・下水道施設の更新にあたっては、計画的な改築によって事業費の平準化に努め、施設の長寿命化を図ります。
- ・下水道施設の機能停止や事故の未然防止を図るため、適正な維持管理を実施します。
- ・ガス需要家が安心してガス機器を適切に使用できるよう、啓発活動を行います
- ・組合営による水道経営と水質管理を維持するため、人口減少が著しい地区の水道運営や施設管理を支援します。

②サービスの充実と効率的な運営管理

- ・お客さまの利便性の向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスの供給を推進するとともに、料金やコストなど経営に関する情報の公開を推進します。
- ・経営戦略を策定し、経営の効率化を図り、健全な経営に取り組むとともに、知識と経験を有する人材の育成や技術の継承を図るなど、経営基盤強化の取組を推進します。
- ・経費の節減や料金及び使用料の見直しに取り組みます。
- ・ガス収益の安定化を図るため、大口需要家の確保やガス冷暖房、燃料電池の普及に取り組み、ガス需要の拡大を推進します。

③公共水域の水質保全

- ・未整備地区の污水管整備により、公共水域の水質保全を推進します。
- ・下水道区域以外で合併処理浄化槽の普及拡大を進めます。
- ・下水道整備の実効性を高めるため、水洗化（接続）率の向上を図ります。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
ガス管の耐震化率	95%	96%	97%
水道管の耐震化率	36%	41%	45%
水道事業会計の経常収支比率	110.1	100 以上	100 以上
下水道使用料の経費回収率	53%	52%	50%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、所有するガス・上下水道設備の適切な管理・使用に努めます。 ガス・水道の指定工事業者及び排水設備指定工事業者は、市と協力し、安全で適切な設備の使用に関する啓発活動を実施します。	安全で安定した供給及び処理のため、施設の整備と効率的な事業運営を推進します。

第1節 効率的な行財政運営の推進

1 行政の電子化・情報化の推進



基本方針

人口減少、少子高齢化社会に対応し、限られた資源の中で質の高い行政サービスを維持するため、デジタル技術を活用して、市民サービスの向上と業務の効率化を推進します。

●現状と課題

・国の基幹系業務システムの標準化を見据えたシステムの更新が必要です。また、他市とのシステムの共同化を検討し、経費削減、業務の効率化等、システムの最適化を図る必要があります。

・職員数の削減等の経営資源が縮小することを前提として、IT ツールの導入と適切な活用により業務の効率化、働き方改革の推進を図る必要があります。

・情報部門に精通した職員が不足しており、職員の育成を図るとともに、外部人材の登用を検討する必要があります。

・市民が市役所に出向かなくてもいいようオンライン申請の導入等が求められています。

・市民サービスの利便性の向上、業務の効率化を図るうえ、市税、使用料、手数料等のキャッシュレス決済の、早期導入が必要です。

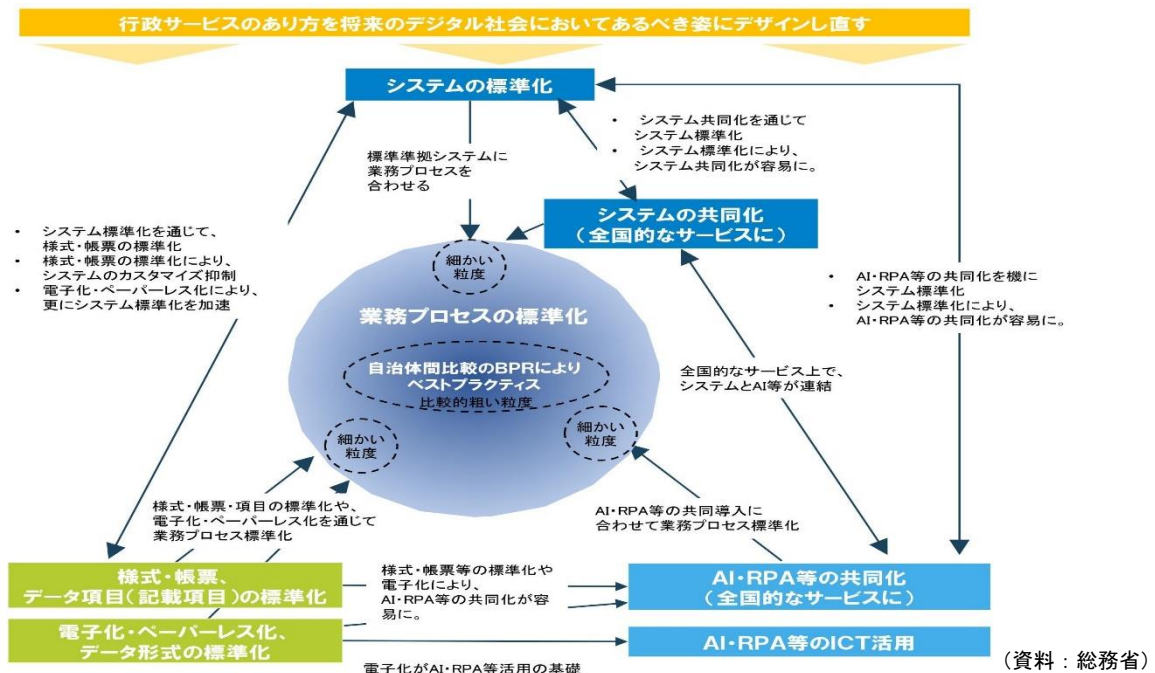
・国では、マイナンバーカードとスマートフォンを活用して、あらゆる行政手続きができるよう進めていることから、マイナンバーカードの普及促進が必要です。

また、多くの市民がスマートフォンを活用して、行政サービスを受けられるようスマートフォンの活用支援が必要です。

・産学官が連携して、市全体のデジタル化を推進するよう環境の整備、互いのデータを有効に活用する体制の整備が必要です。

●トピック

◆スマート自治体実現のためのロードマップ



●施策の方向

①行政事務の効率化

- ・令和7（2025）年度を目標時期として、国が整備を進める共通的な基盤・機能を提供する「Gov-Cloud（ガバメント・クラウド）」の活用に向けた検討を含め、基幹系17業務のシステムについて、国の標準仕様に準拠したシステムへの移行、更新を目指します。
- ・基幹系業務のほか、財務会計、文書管理、電子決裁等のシステムについて、他市との共同化を進め、経費削減、業務の効率化、標準化等を図ります。
- ・市民への直接的なサービス提供や職員でなければできない企画立案業務に特化できるよう、庁内のデジタル化を推進し、AIやロボット（RPA等）を最大限活用するとともに、デジタル化を推進するための人材の育成・確保に努めます。
- ・感染症の感染拡大、災害発生時に際しても、業務が継続できるよう、また在宅での業務による柔軟な働き方の実現を図るため、テレワーク等の環境整備を推進します。

②市民生活の利便性向上

- ・書面・押印・対面を前提とする手続きから脱却し、いつでも、どこでも、簡単に行えるよう、行政手続きのオンライン化を推進します。
- ・多くの世代が幅広い分野でデジタル技術を活用することにより、利便性の高い行政サービスを享受できる環境整備を推進します。
- ・マイナンバーカードは、今後のデジタル社会の基盤となることから、普及促進に努めるとともに、市独自の活用策や民間サービスとの連携を通じた、利便性の向上を図ります。
- ・市からの行政情報や緊急・情報発信を多くの市民に即時に届けることができるよう、SNS等の活用した情報発信方法の整備に努めます。
- ・年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、全ての市民がデジタル化の恩恵が受けられるよう、スマートフォン利用の講座等により情報格差の解消に努めます。

③次世代を見据えた新たな価値の創造

- ・行政分野のみならず、あらゆる産業においてデジタル化が推進されるよう、助成制度等を通じて、企業、商工団体と連携し、産業分野におけるデジタル化を促進します。
- ・市が所有する行政情報をオープンデータとして公開し、産学官連携によるデータ活用により、地域全体の効率化・高度化を推進します。
- ・利便性の高い市民生活を実現する第5世代移動通信システム（5G）基地局が整備促進されるよう、携帯電話事業者（キャリア）に対して、市有施設等の情報公開を行い、5G通信環境の普及を目指します。

●施策指標

指標	現状(R2)	中間目標(R6)	最終目標(R10)
上越3市における財務会計システムの共同利用によるランニングコスト	38,520千円	34,000千円	34,000千円
糸魚川市LINE登録者数	5,000人	11,000人	15,000人
ITツール導入による業務削減時間	100時間	500時間	900時間

●協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
デジタル化の活用により、市民、団体、企業等が各々のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化を目指します。	地域や市民に対して、きめ細やかなデジタル活用の支援を進めます。

第 1 節 効率的な行財政運営の推進

2 健全な行財政運営



基本方針

総合計画を着実に推進するため、事業成果を重視した健全な行財政運営に努めます。

● 現状と課題

- ・本市の財政運営を取り巻く状況は、次期ごみ処理施設整備事業や一般廃棄物最終処分場などの大型事業はおおむね終了したものの、老朽化した中学校などの大規模改修などが継続して実施され、また公共インフラの長寿命化対策など、今後も多額の経費が見込まれています。
- ・人口減少に伴う労働人口の減少により、市民税を中心とした市税等の減収が予測されるとともに、国勢調査人口を基礎とする地方交付税の減額が見込まれます。
- ・健全な財政運営は、市民の理解を得ながら進めることが重要であるため、財政事情などを分かりやすく公表します。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により地方交付税をはじめとする国の財政支援が不透明ではありますが、少しでも有利な財源を確保する中で、持続可能な財政運営を進めていく必要があります。
- ・将来にわたり公共サービスを維持し、社会情勢に応じたまちづくりを進めるうえで、施設の老朽化に伴う改築や維持補修費などを考慮し、公共施設の統合など見直しを進める必要があります。
- ・高度経済成長期以降に整備された公共施設が、人口減少により保有量が過大となり、施設の更新や整備に膨大な費用負担が見込まれています。

● トピック

◆ 財政指数等の推移

区分	H17	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実質公債費比率 (3か年平均%)	17.1	12.8	12.8	12.2	11.6	11.4	12.1	12.7	13.0	13.0
人口一人当たりの地方債現在高(千円)	732	909	919	1,006	1,020	1,043	1,024	1,001	968	934

適切な財政状況の公表により、市民と行政の共通認識を図るとともに、健全な財政運営を行う必要があります。(令和3年度以降は、財政推計による推計)

(資料：財政課)

● 施策の方向

① 健全な財政運営

- ・ 計画的な財政運営を推進するために、毎年の実施計画の策定の中で、後年にかかる事業規模の確認を行い、年度間バランスを調整しながら、財政見通しを作成します。
- ・ 効率的な財政運営のために、行政改革を積極的に推進し、事務事業の見直しなど、歳出全般の抑制に努めます。

② 確実な財源確保

- ・ 将来にわたり安定した財政運営を実現するために、有利な補助金や起債などがあれば、時機を逸することなく、財源の前倒し、先送りなど調整を行いながら有効活用を努めます。
- ・ 市税の確実な賦課、徴収に努めるとともに、遊休財産の売却や貸付、ふるさと納税など、税外収入を確保するなど新たな財源確保に取り組みます。

③ 適切な財政状況の公表

- ・ 広報などを通して、先進地の事例などを参考に市民により分かりやすい財政状況の公表に努めます。

④ 市民と行政の役割分担の見直し

- ・ 市民、地域、事業者等と行政による協働を基本として、それぞれの役割分担を明確にする中で、補助金の成果や使用料・手数料の受益者負担を検証し、必要な見直しを行います。

⑤ 公共施設等の適正配置と維持管理経費の縮減

- ・ 公共施設等総合管理指針に基づき、施設の適正配置を進めるとともに、長寿命化対策や効率的な管理運営の実施により、将来の財政負担の軽減を図ります。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
実質公債費比率 (3 か年平均)	11.6%	13.0%	13.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、行政サービスへの理解を深め、適正なサービスの利用を進めます。	市民・地域・団体等との行政情報の共有化を進め、協働のまちづくりを推進します。

第 1 節 効率的な行財政運営の推進

3 積極的な行政改革



基本方針

サービスの向上、経費の縮減に向けて積極的に行政改革を推進します。

● 現状と課題

- ・人口減少に伴う税収の減少などにより、財政状況が厳しさを増しています。
- ・少子高齢化などによる社会構造の変化やデジタル化などの社会環境の変化により、ライフスタイルや市民ニーズが多様化しています。
- ・行政改革を積極的に進める上では、行政に対する市民の信頼の確保が求められています。法令遵守はもとより、目標管理や業務改善を通じて、職員の意識改革に向けた取組を推進する必要があります。
- ・多様化する行政課題に対して、担当分野にとらわれずに知恵を出し合い、解決に向けて全庁的に取り組むため、職員一人一人の資質と能力を最大限に引き出すとともに、組織全体の能力を向上させる必要があります。
- ・新潟県市町村総合事務組合や新潟県後期高齢者医療広域連合、北アルプス日本海広域観光連携会議など、様々な分野で県内外の市町村と連携した広域行政を行ってきました。人口減少・少子高齢化社会においても活力ある社会基盤を維持し、多様化する市民ニーズに対応するため、今後もより一層、防災や医療、福祉、観光などの分野で他団体と連携し、行政サービスや地域の魅力を向上させる必要があります。

● トピック

◆ 職員数の推移

(各年 4 月 1 日現在)

区分	H 17	H27	H28	H 29	H 30	R 1	R 2
職員数(人)	662	559	543	539	528	516	508
(対前年度増減数)	△22	△ 11	△ 16	△6	△ 11	△ 12	△ 8

糸魚川市定員適正化計画により定員管理の適正化に努めてきました。今後も、本市の施策、事業を取り巻く環境や行政需要の動向を見据えながら、より簡素で効率的な組織運営に取り組む必要があります。

(資料：総務課)

● 施策の方向

① 行政改革の推進

- ・限られた財源の中で、継続的に安定した質の高いサービスを提供するため「コスト・スピード・成果を重視した行政経営を基本として、積極的に行政改革を推進します。
- ・社会情勢や暮らし方の変化による市民ニーズの多様化に対応するため、民間事業者の知識、技術や資源を活用させていただく中で公共サービスを継続していく公民連携の取組を推進します。

② 人事管理の適正化

- ・地方分権の推進、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、適正な管理と組織・機構の見直しを推進します。
- ・不祥事防止行動指針の活用や内部監査により、職員の不祥事防止を徹底するとともに、法令を遵守し、市民に信頼される職員を育成します。
- ・施策立案能力や課題解決能力の向上を図るため、各種研修を行い、専門性の高い知識を持った職員を育成します。
- ・職員の能力が十分発揮できるよう、適材適所の任用を図り、行政需要に柔軟に対応ができる組織運営を行うとともに、人事評価制度を適正に運用することにより、職員の意識改革・意欲向上を図ります。

③ 広域行政の推進

- ・地域情勢や生活基盤の変化を見据えて、医療・福祉施設などの社会基盤の維持・充実を図るとともに、災害や事故等に的確に対応した安全安心の確保のため、近隣市町村との連携強化を進めます。
- ・広域組織を構成する他団体との連携を強化し、業務の性質や状況に応じて最適な手法を選択するとともに、さらなる事務処理の効率化を図ります。

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
正職員数 (定員管理計画)	508 人	503 人	505 人

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
行政情報を共有し、協働の取組で行政運営に参画します。	市民の提言や要望を真摯に受け止め、施策に反映する仕組みづくりに努めます。 多様なニーズに対応するため、市民満足度の高い行政サービスの高度化を進めます。